

対象者を拡大する住宅ローン

—— 夫婦連生団信、同性パートナーシップ制度対応 ——

研究員 梶間周一郎

住宅ローンは、家計への貸出の65%と重要な位置を占めている。低金利で住宅ローンを借りやすい環境のため、残高は増加している。金融機関も貸出を伸ばすために住宅ローン関連商品の幅を拡大している。ここで紹介するのは、社会の変化やこれまでサービスの対象とされてこなかった属性への対応をする住宅ローンに関連した取組みであり、具体的には夫婦連生団体信用生命保険(以下「夫婦連生団信」と同性パートナーシップ制度対応を取り上げる。

1 広がりを見せる夫婦連生団信

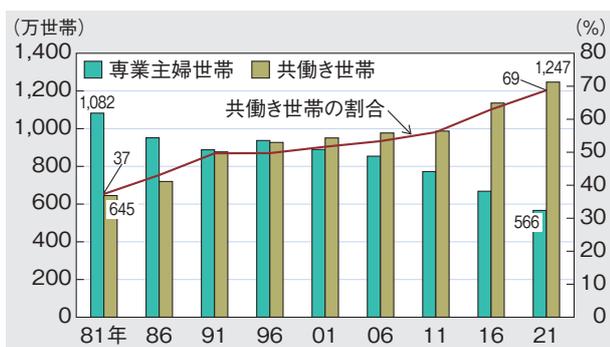
近年、ペアローンや連帯債務という形で夫婦の収入を合算して、ローンを組む世帯が増えている。連帯債務として通常の団信に加入した場合、万が一配偶者が亡くなると、住宅ローンの残債は付保割合分以外が残ることになる。配偶者と死別し、住宅ローンの支払いも残るとなると、心理的にも経済的にも重い負担となる。夫婦連生団信は、どちらか片方

でも亡くなった場合に住宅ローン残債が完済となる団信である。通常の団信と異なり、保険の引受リスクが2倍になるので、住宅ローンへの金利上乗せは通常の団信より0.2~0.3%程度高くなる。金利は高くなるが、夫婦で団信に入りたいと希望する顧客は増加しているとみられる。

その背景として、第一に共働き夫婦世帯が増加していることが挙げられる。総務省の統計によると、男性雇用者世帯のうち、共働き世帯は1981年時点で645万世帯(全体の37%)であったが、2021年には1,247万世帯(全体の69%)となった(第1図)。共働き夫婦世帯が増えていることで、夫婦連生団信への需要がある層が厚くなっているといえる。

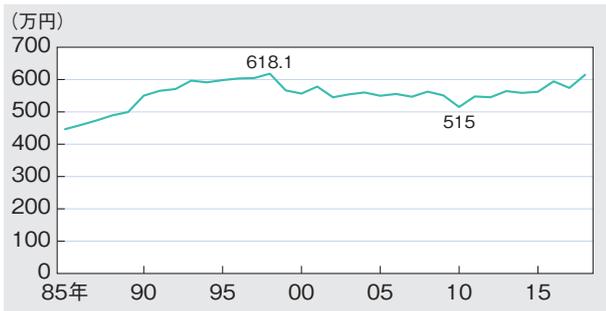
第二に、夫婦連生団信への需要の高まりは、日本の世帯収入が伸び悩んでいることと関連している。住宅ローンの利用者の低年齢化が指摘されるなか、夫婦のどちらかだけの収入では、住宅ローンの審査基準を満たすことが難しくなっている。実際に、平均所得金額の推移をみると、世帯主が30代の世帯は、1990年代後半をピークに伸び悩んでいる(第2図)。そのため、夫婦の収入を合算して住宅ローンを組む世帯が増えている。さらに20~30代の連帯債務・ペアローンといった夫婦収入合算での住宅ローン借入の割合は全体の約20%を占めるとの調査もある(第3図)。20~30代においては、単独ローンの割合は66.7%にとどまり、夫婦収入合算での借入が、40代、50代と比較しても高い。

第1図 男性雇用者世帯のうち共働き世帯と専業主婦世帯の推移



資料 総務省「労働力調査特別調査」(01年以前)および総務省「労働力調査(詳細集計)」(02年以降)
 (注) 共働き世帯の割合は、男性雇用者世帯に占める割合である。

第2図 世帯主が30代の世帯の平均所得金額



資料 厚生労働省「国民生活基礎調査」

このように収入が伸び悩むなか、連帯債務・ペアローンの割合が20～30代で高くなっている。

このような世の中の変化に対応するように、夫婦連生団信を導入する金融機関は増えている。住宅金融支援機構や労働金庫は他の金融機関に先駆けて夫婦連生団信を導入した。2018年以降地方銀行でも夫婦連生団信を導入する動きが増えている。リビングニーズ特約などの付帯サービスをつけて夫婦連生団信のメリット感を高めるケースもある。

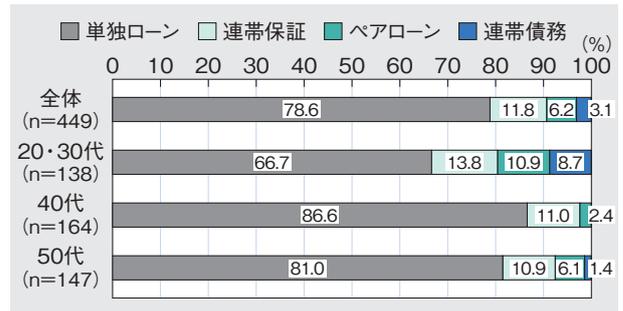
夫婦共働きが前提の社会になりつつあるなか、賃金の伸び悩み、住宅価格の高騰などで夫婦どちらかだけの収入では住宅ローンを借りることが難しい世帯が今後も増加すると思われる。そういったなかで夫婦連生団信の導入は、今まで連帯債務などでローンを組んでいるが十分な保障がなかった夫婦への新たなサービスの提供となっている。

2 金融機関の同性パートナーシップ制度対応

住宅ローンの対象者の拡大で忘れてはならないのが同性パートナーシップ制度対応である。多様性の尊重が求められるなか、金融機関が同性パートナーシップ制度^(注1)に対応する住

(注1) 同性パートナーシップ制度とは「各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度」。

第3図 住宅ローンの借入形態



出典 カーディフ生命「第3回 生活価値観・住まいに関する意識調査」(2021年)

宅ローン商品の取扱いが進んでいる。従来、戸籍上の性別が同じカップルは、男女による婚姻関係と同等の社会生活関係を持っていても、法的な婚姻関係がないため配偶者の定義に該当せず、住宅ローンを組む際に収入合算、ペアローンや担保提供者の対象とされてこなかった。近年、自治体が同性のパートナーシップ制度を導入するようになり、金融機関はパートナーシップ証明書の提出があれば、配偶者と認め連帯債務などで住宅ローンを組めるようになった。JAバンクでも、協同住宅ローンの保証のもと、22年4月からLGBT対応が開始された。地域金融機関においてもこのような動きは今後加速していくだろう。

3 誰ひとり取り残さない住宅ローン

これまで夫婦連生団信と同性パートナーシップ制度対応の動きを紹介した。対応する商品がない、または制度上認められていないために、金融サービスを利用したくても利用できない人が存在している。そういった問題を解決するサービスを金融機関が提供することは、サステナビリティの観点からも重要である。また、金融機関としてもサステナビリティの要素を取り入れることで商品の幅が広がり、新たなビジネス機会にもつながる。

(かじま しゅういちろう)